

申請時添付書類の注意点

書類はすべて、A4たてサイズに統一してください。

事業実施主体規約

- ・申請団体の規約を添付してください。
- ・規約に記載の団体名が正式名称です。見積書等の関係書類すべてにおいて団体名は正式名称で統一してください。

事業実施主体の令和8年度事業計画及び予算書

- ・事業計画書、予算書ともに総会資料から抜粋する場合は、（案）を削除【見え消し】してください。
- ・該当資料のみ添付してください。
- ・団体名の記載がない場合は追記してください。

見積書等、金額積算根拠の書類

- 見積依頼をする際、販売業者にお伝えいただくこと
 - ・あて名は「規約に定めてある正式名称」としてください。
 - ・型番品番等は必ず詳細を記載してください。「一式」といった記載は避けてください。
 - ・工事の見積書については、各工事内容の内訳明細書（細目別内訳書）を作成してください。
- 申請団体で気をつけていただくこと
 - ・型番品番は、「別記様式1号別表」及び「カタログ」と突合できるようにしてください。
 - ・見積書には、見積書番号を付番し、「別記様式1号別表」及び「カタログ」と突合できるようにしてください。
 - ・合計額が事業総額と一致するよう確認してください。
 - ・提出用の見積書は、コピー可です。
 - ・カタログのコピーは「カラーコピー」とし、鮮明なものとしてください。
 - ・カタログは、必要ページのみにしてください。
- 防犯灯・屋外放送設備については、別途添付資料が必要となります。

一般コミュニティ事業の申請にあたって注意事項

申請内容について

購入備品については、当初申請において事業を精査いただき、原則、変更のないようお願いします。

「広報表示」について（付属品・部品のすべてに、使用時に視認可能な表示が必要です）

- 広場の遊具等は、本体のほか広場の入口等に看板等で表示が必要です。
- 布製品には、表地に縫い付けてください。防水素材（テントの天幕など）にはシールプリントも可。
- 照明器具や空調機器、音響機器は、本体のほか壁（スイッチやリモコン部分等）の人目に付く高さ等に表示が必要です。
- 必要な数量をもれなくご準備ください。広報シール等の経費は補助対象経費です。

防犯灯・屋外放送設備について ※追加の必要書類等があります

- 申請時に、設置箇所図と自治会範囲を重ねた地図等の資料が必要です。
- 設置場所：柱であることが必要です。（壁、塀、個人宅軒先等は対象外）
申請時に、すべての設置場所の施工前現況写真が必要です。
- 設置の承諾：電柱の所有者が実施主体と異なる場合、すべての柱の所有者から設置の承諾を得られること。（承諾は、申請時は口頭でも可。実績報告時に所有者から実施主体宛て承諾書が必要。）
- 広報表示の承諾：すべての柱の所有者から「人目に付く高さでプレート等の広報表示」の承諾を得られること。
- 柱にプレート等の広報表示の承諾を得られない場合、柱の近くに広報表示の看板を設置（土地に固定）することが必要。
- 柱の近くに広報表示の看板を設置する場合：
 - ・すべての看板設置場所の所有者から看板設置にかかる承諾を得られること。（承諾は、申請時は口頭でも可。実績報告時に承諾書の提出が必要。）
 - ・すべての看板設置場所の土地について、抵当権等の権利関係が付着していないこと（含む抹消登記未済）、相続手続き未済でないこと。
 - ・すべての看板設置場所の土地について、実績報告時に実績報告日前3カ月以内の土地登記簿謄本（全部事項証明書）と公図の写しを必ず提出すること。
- 早期に管理台帳を整備のうえ、申請資料に管理台帳を添付することが望ましいです。お問い合わせいただきましたら、様式例は市から提供します。